

令和7年度林道三ツ石線支障木等伐採業務委託 特記仕様書

第1条 総則

- (1) この特記仕様書は、かすみがうら市が発注する令和7年度林道三ツ石線支障木等伐採業務委託に適用する。また、本業務は、業務委託契約書に基づくものとする。
- (2) 設計図書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

第2条 請負者の義務

- (1) 迅速な対応及び変化に対応できる体制で業務の遂行を図らなければならない。
- (2) 本業務の作業時間は原則9:00～17:00とする。

第3条 安全管理について

- (1) 一般交通及び歩行者等に工事箇所・時期・規制内容及び、迂回をお願い等の看板類を主要箇所に設置し、広く周知すること。
- (2) 当業務を施工する際は作業員に現場内の安全管理について、周知徹底をすること。また、夜間及び休日の安全管理には事故を未然に防止出来るように万全を期すこと。

第4条 写真管理について

- (1) 作業前・作業後が対比できるよう写真管理を行う。
- (2) 黒板は、特別な場合を除き現場代理人が持って、作業状況等を撮影すること。

第5条 伐採について

- (1) 伐採の実施にあたっては、選木（ナンバリング）された樹木（枝払い木（桜）はピンク色、枝払い木（その他）及び伐採木は青色ナンバーテープ）を伐採すること。
- (2) 伐倒木については、幹が地面に付く程度まで樹幹から枝条を切り払い、小運搬・集積できる程度の長さに樹幹を玉切りすること。
- (3) 伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
- (4) 設計図書の伐採本数に基づき伐採を行わなければならない。

第6条 伐採木等の運搬について

運搬については、過積載に注意し積載物の落下防止、第三者に損害をあたえないよう注意すること。

第7条 伐採木等の処分について

伐採（玉切り）した幹及び枝葉については、霞台クリーンセンターみらいへ搬入し、適正に処分すること。

第8条 官公庁への手続き

交通規制を実施する際は、所管の警察署に道路使用許可申請手続きを行い、許可を得てから施工すること。なお、道路使用許可書の写しを施工計画書に添付し提出すること。

第9条 その他

- (1) 枝払いした桜の切断面には、癒合剤を塗布すること。
- (2) 出来形数量（伐採本数・搬出量）の増減が見込まれる場合は、事前に監督員に報告し対応を協議すること。
- (3) その他作業中に疑義を生じた場合は、速やかに監督員に連絡、又は協議し、その指示に従うこと。